

浜松市立浜北図書館 指定管理者公募仕様書

浜松市市民部中央図書館

令和7年6月

浜松市立浜北図書館仕様書

1 図書館の管理、運営における基本的な考え方

浜松市立図書館(以下「市立図書館」という。)は、「図書館法」(昭和 25 年法律第 118 号)及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年 12 月 文部科学省告示)に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集、整理及び保存するとともに、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、設置、運営されている。

また、「浜松市図書館ビジョン」に掲げる理念を踏まえ、人と情報、人と人をつなぐ知の拠点機能を目指し、図書館運営を推進している。

現在、市立図書館は、中央図書館及び 22 地区図書館 1 分室が設置されており、中央図書館は全館の中央館として、図書館運営に係る企画、調整、予算、決算に関する執行等、総合的かつ中枢的な役割、機能を有し、地区図書館は、施設の規模、地域性及びそれぞれの図書館の役割と機能に応じ、地域住民の身近な図書館として、管理、運営されている。

今後は、多様化、高度化する市民ニーズへの対応はもとより、地域の特色を活かした個性ある図書館づくりが求められている。また、市民との協働を基本としつつ、市民・企業・各種団体などが持つ創造力や実行力(＝民力)の活用など、サービスの向上を目指した効率的な管理運営への実現が不可欠となっている。

このため、浜松市立浜北図書館(以下「浜北図書館」という。)に係る管理運営業務について、指定管理者制度により、地域の特性や浜北図書館の特色を活かし、地域住民の身近な地区図書館としての機能が十分に発揮されるよう常に適正な人員を配置するとともに、図書館サービスの向上を図るべく、上記の基本的な考え方、理念等に基づき管理運営を行うものである。

2 施設の概要に関する事項

浜北図書館は、図書・雑誌等の閲覧及び予約本等の貸し出し・返却機能を主とした地区図書館である。また、浜松市浜名区浜北地域及び近隣地域の住民の生涯学習ニーズに応えることを目的としている。

<地域の特性>

- ・ 浜名区浜北地域では、副都心としてのまちづくりが進められている。
- ・ 新東名高速道路、国道 152 号線、遠州鉄道などの道路交通網が整備されている。
- ・ 植木産業が盛んであるほか、地域文化を活かした各種イベントが開催されている。

<浜北図書館の特色>

- ・ 遠州鉄道西鹿島線「浜北駅」に近接した複合施設「なゆた・浜北」内に設置されており、同施設には浜名区役所もある。

- ・ 広々とした館内で1階と2階に分かれており、1階は児童書フロアとして資料が充実している。
- ・ 地元出身の絵本作家スズキコージ氏の壁画(縦 196cm×横 370cm)が飾られている。
- ・ 市内図書館の中で入館者数が多い図書館のひとつである。

施設の概要

(1) 名称 浜松市立浜北図書館

(2) 所在地 浜松市浜名区貴布祢 3 0 0 0 番地 (なゆた・浜北内)

(3) 施設詳細

竣工時期 平成 1 3 年

構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上7階建
(図書館部分は地上1・2階)

敷地面積 8,398.00 m² (浜名区役所等を含む)

延床面積 4,069.00 m² (図書館部分)

1 階	児童開架	430.00 m ²	閉架 (2 室)	101.00 m ²
	児童ワークルーム	40.00 m ²	カウンター	60.00 m ²
	おはなしのへや	50.00 m ²	教科書センター閲覧室	35.00 m ²
	事務室等	553.00 m ²	ボランティア室 (2 室)	
	空調機械室		作業室	
	応接室		ベビールーム	
	男子・女子トイレ		ユニバーサルトイレ	
	駐車場			
2 階	閲覧席 (2 3 7 席)	290.00 m ²	一般開架	930.00 m ²
	閉架 (2 室)	400.00 m ²	ブラウジングコーナー	100.00 m ²
	A V コーナー	100.00 m ²	レファレンスコーナー	150.00 m ²
	カウンター	100.00 m ²	読書室 (1 3 席)	50.00 m ²
	ワークルーム (2 室)	80.00 m ²	空調機械室 (2 室)	
	ベビールーム		ユニバーサルトイレ	
	男子・女子トイレ			
	なゆた・浜北駐車場			

地下駐車場 (1 4 6 台)

地上駐車場 (4 5 台)

駐輪場

3 業務の範囲及び基準に関する事項

(1) 開館時間及び休館日

ア 開館時間

開館時間は、浜松市立図書館条例第4条で定めるとおりとする。

・ 土、日曜日、休日以外の開館日 : 午前9時～午後7時

・ 土、日曜日、休日 : 午前9時～午後6時

※市と指定管理者の協議により、開館時間は変更(延長)可能とする。

イ 休館日

(7) 休館日は、浜松市立図書館条例第5条で定めるとおりとする。

ただし、浜松市教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時休館、臨時開館、休館日の変更をすることができる。

- ・館内整理日（月1回：原則として第2月曜日）
- ・年末年始（12月29日～翌年の1月3日）
- ・蔵書点検期間（毎年度5日程度を予定します。）

※館内整理日、蔵書点検期間は、業務を行うため勤務日とし、原則として、午前9時から午後6時まで業務を行うこと。

※（実施する年のみ）図書館システムの更新作業による休館期間は、業者立ち合い、終了後の開館準備等、必要な業務を行うこと。

(イ) 指定管理者が図書館サービスの向上を図るため、休館日を変更（減少）する場合は、あらかじめ市と協議すること。

(2) 人員配置の基準

ア 図書館の運営に必要な知識・経験を有する常勤者1人を、館長として配置すること。

イ 館長となる者は、公立図書館の意義と役割及び市の施策を十分に認識するとともに、その実現に向けて職員を統括し、地域に根差した図書館サービスを提供する力量を有すること。

ウ 館長となる者は、司書資格を有することが望ましい。

エ 館長となる者は、「防火管理者（甲種）」の資格を必要とする。

オ 図書館の管理運営の統括ができる責任者を、常に1人配置すること。

カ 図書館の管理運営業務に支障が生じないように、適切な人員を配置すること。

キ 司書を8.0人以上配置し、司書数計算方法に基づく勤務を実施すること。

図書館勤務経験者、児童サービス経験者、外国語が堪能な者、情報通信技術の知識・経験を有する者が含まれることが望ましい。

※ 司書数計算方法

常勤時間（週40時間）に換算し、月ごと条件を満たすこと。ただし、常時1名以上の司書資格者を配置すること。

例：月の開館日数が25日、必要な司書数が8.0人以上の場合

$25 \text{ 日} \div 7 \text{ 日} = 3.571 \text{ 週/月}$ （小数点第四位を四捨五入して、第三位までで計算。）

$3.571 \text{ 週/月} \times 8.0 \text{ 人} \times 40 \text{ 時間} = 1,142.72 \text{ 時間/月}$

司書資格者の月間勤務時間数合計 $\geq 1,142.72 \text{ 時間}$

ク 職員は直接雇用とすること。

ケ 事業運営を円滑に進めるため、安定的な人員体制を継続すること。

- コ 職員が変更になる場合は、事前に市へ報告すること。
- サ 労働関係法令を遵守すること。また本件に関して、浜松市が書面や立入りによる調査を行う場合は協力すること。なお、必要に応じ労働基準法第36条における協定を締結し、労働基準監督署に届出ること。

(3) 指定管理者が行う業務の範囲及び基準

募集要項に定める指定管理者が行う業務を円滑に行うため、業務の範囲及び基準を次のとおり定める。

- ※ 業務を行う際は、受付業務マニュアルほか市の定める業務マニュアル等を遵守すること（特に留意を必要とする業務については、業務詳細等に◎でマニュアル名等を表示している）。
- ※ 指定管理者が創意工夫により独自に付加的業務を行う場合には、事前に市と協議すること。

ア 館長業務

業務内容	業務詳細等
浜北図書館の統括	浜北図書館の管理運営における業務全ての統括を行うこと。
市との連絡・調整	市との管理運営全般に関する連絡・調整を行うこと。
その他関係機関との連絡・調整	なゆた・浜北入居施設及びその他関係機関との連絡・調整を行うこと。
会議等の出席	館長会議、業務連絡会等に参加すること。
浜北図書館の人事管理	職員勤務割の作成、出勤簿等による職員勤務体制の確認、業務分担の割振り、給与管理、職員研修等、人事管理全般を行うこと。
施設の維持管理	(1) 利用者に快適な環境を提供できるよう施設の維持管理を行うこと。 (2) 利用状態の確認を行うこと。 (3) 浜松市立図書館条例第6条に基づき、施設の管理運営に支障をきたすと指定管理者が判断した場合は、入館制限、入館禁止等の措置をとること。
委託業務の監督・指導	受託者に対し適切な管理・指導を行うこと。
苦情受付・処理・報告	(1) 浜北図書館及び図書館事業に対し寄せられた苦情・要望等を処理・対処し、市へ報告すること。 (2) 文書により回答（館内掲示含む。）する場合は、回答文についてあらかじめ市の承諾を得ること。 (3) 市の判断を要する案件については、市に報告し、指示を受けること。

イ 庶務業務

業務内容	業務詳細等
文書事務	管理運営に係る文書の整理・保存を行うこと。
郵便物等の収受・整理	(1) 郵便物を収受し、適切な整理・保存を行うこと。 (2) 市の判断を要する物については、市に報告し、指示を受けること。
各種委託契約締結	(1) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託すること、又は請け負わせることを禁止する。 (2) 業務の一部を再委託する場合は、書面により事前に市の承諾を得ること。また、委託先及び契約金額の確定後、市に報告すること。 (3) 次の事務を適正に行うこと。 ・受託業者との契約に関すること。 ・業者との作業日程、方法等の調整に関すること。 ・作業結果の確認、報告書の確認及び支払いに関すること。
ちらし、ポスターの管理	配布等の可否を判断し、掲出管理を行うこと。
物品・備品の発注、管理	(1) 必要な物品・備品を購入する場合は、次の事務を適正に行うこと。 ・業者との契約に関すること。 ・納入物品の確認、支払いに関すること。 (2) 管理物品等について、適正な管理を行うこと。
指定物品の管理	(1) 指定物品（ブックスタート用絵本）は受入・払出の都度、館長と担当者等の2名で確認し、物品出納簿へ記帳すること。 (2) 指定物品は、施錠できる鉄庫やキャビネットあるいは鍵のかかる部屋で保管すること。
書籍の販売	(1) 浜松市立図書館が販売する書籍の購入希望者へ中央図書館調査支援室での販売・郵送販売を案内すること。 (2) 書籍販売代金の徴収業務委託契約を市と締結した場合は、徴収金を、上記の契約書の定める手続きにより市へ納付すること。
公共料金の支出	各事業者の請求に基づき光熱水費、電話料等を支出すること。
遺失物管理	拾得物の管理及び警察への届出を行うこと。
図書館システム関係機器の管理	(1) 図書館システムの運用に支障がでないよう、関係機器の維持、管理を行うこと。 (2) 図書館システム関係機器に異常があった場合は、市に報告し、指示を受けること。

報告書類の作成	以下の報告書等を（ ）の期日又は期間内に作成し、協定書の記載又は市の指示した提出期日までに市へ提出すること。書式については原則市で定めたものとするが、必要があれば市と指定管理者の協議により決定する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>報 告 書 等</th><th>期 日 ・ 期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>日報</td><td>(毎日)</td></tr> <tr><td>月次報告書</td><td>(毎月)</td></tr> <tr><td>収入金等館別報告書</td><td>(毎月)</td></tr> <tr><td>図書館統計資料</td><td>(毎月)</td></tr> <tr><td>事業計画書</td><td>(3月中旬～下旬)</td></tr> <tr><td>事業報告書</td><td>(当年度業務終了時から30日以内)</td></tr> <tr><td>事故、苦情等の記録</td><td>(発生時)</td></tr> <tr><td>利用者アンケートの結果報告</td><td>(随時)</td></tr> <tr><td>ごみ排出量調べ</td><td>(年度終了時)</td></tr> <tr><td>光熱水費関係報告書</td><td>(毎月)</td></tr> <tr><td>勤務割振表</td><td>(翌月分を毎月末、必要に応じて随時)</td></tr> <tr><td>職員名簿</td><td>(翌月分を毎月末、必要に応じて随時)</td></tr> <tr><td>施設の運営方針及び業績目標の進捗状況</td><td>(随時及び年度終了時)</td></tr> <tr><td>法定点検報告書</td><td>(点検後) 2部作成し、1部を市へ報告</td></tr> </tbody> </table>	報 告 書 等	期 日 ・ 期 間	日報	(毎日)	月次報告書	(毎月)	収入金等館別報告書	(毎月)	図書館統計資料	(毎月)	事業計画書	(3月中旬～下旬)	事業報告書	(当年度業務終了時から30日以内)	事故、苦情等の記録	(発生時)	利用者アンケートの結果報告	(随時)	ごみ排出量調べ	(年度終了時)	光熱水費関係報告書	(毎月)	勤務割振表	(翌月分を毎月末、必要に応じて随時)	職員名簿	(翌月分を毎月末、必要に応じて随時)	施設の運営方針及び業績目標の進捗状況	(随時及び年度終了時)	法定点検報告書	(点検後) 2部作成し、1部を市へ報告
報 告 書 等	期 日 ・ 期 間																														
日報	(毎日)																														
月次報告書	(毎月)																														
収入金等館別報告書	(毎月)																														
図書館統計資料	(毎月)																														
事業計画書	(3月中旬～下旬)																														
事業報告書	(当年度業務終了時から30日以内)																														
事故、苦情等の記録	(発生時)																														
利用者アンケートの結果報告	(随時)																														
ごみ排出量調べ	(年度終了時)																														
光熱水費関係報告書	(毎月)																														
勤務割振表	(翌月分を毎月末、必要に応じて随時)																														
職員名簿	(翌月分を毎月末、必要に応じて随時)																														
施設の運営方針及び業績目標の進捗状況	(随時及び年度終了時)																														
法定点検報告書	(点検後) 2部作成し、1部を市へ報告																														

ウ 図書館サービス業務

業務内容	業務詳細等
開館作業、閉館作業	(1) 開館時間前に、利用者にサービスを提供できるよう準備を行うこと。 (2) 閉館時間後に、図書館システム関係機器の停止等の閉館作業を行うこと。
利用者登録	◎受付業務マニュアル、図書館業務システム操作ガイド等 利用者情報の登録、更新、再発行、記載事項の変更、削除等の処理を行うこと。
資料の貸出	◎受付業務マニュアル、図書館業務システム操作ガイド等 資料の貸出処理を行うこと。 ※＜予定＞静岡県立中央図書館の「市町立図書館等受取サービス」受取館としての業務を含む。

資料の返却	◎受付業務マニュアル、図書館業務システム操作ガイド等 資料の返却処理を行うこと。 ※＜予定＞静岡県立中央図書館の「市町立図書館等受取サービス」受取館としての業務を含む。
ブックポスト管理	(1) 返却された資料は開館時間前に回収を行うこと。 (2) 業務時間中は随時ブックポストの状態を確認し、運用に支障がないよう管理を行うこと。 (3) 年末年始等の長期休館時においても、ブックポストの運用がある場合と予測した場合は、資料回収等の管理を行うこと。
資料の回送	◎受付業務マニュアル、図書館業務システム操作ガイド等 他館から回送された資料及び他館に回送する資料の処理を適切に行うこと。
予約サービス	◎受付業務マニュアル、図書館業務システム操作ガイド等 利用者からの依頼により、資料の予約・予約取消処理を行うこと。
リクエスト	◎受付業務マニュアル等 浜松市立図書館で所蔵していない資料のリクエストを受け付けし、市に報告すること。
レファレンス (利用案内・読書案内)	◎受付業務マニュアル、図書館業務システム操作ガイド等 (1) 資料の検索及び浜北図書館で所蔵する資料を用いたレファレンスサービスを行うこと。 (2) 浜北図書館での対応が困難な場合は、中央図書館調査支援室と相談すること。 (3) 利用者からの依頼により、利用案内・読書案内を行うこと。
複製サービス	◎受付業務マニュアル、資料の複製に関する内規等 (1) 利用者からの申請により、著作権の範囲内で図書館資料のコピーサービスを有料で行うこと。 (2) 複製代金は指定管理者の収入とする。 (3) 複製代金は協定書により定める。
相互貸借	◎受付業務マニュアル、浜松市立図書館資料の相互貸借に関する取扱要綱等 (1) 利用者からの申請により、浜松市立図書館で所蔵しない資料を、市外の図書館から借用すること。 (2) 市外の図書館からの依頼により、浜北図書館で所蔵をしている資料の貸出をすること。
督促	◎受付業務マニュアル等 資料の返却延滞者に対し、窓口及び電話等で督促を行うこと。

弁償処理	◎弁償に関する取扱要綱、受付業務マニュアル等 (1)資料の紛失、汚損、破損等があった場合は、利用者に確認のうえ、弁償処理を行い、市へ報告すること。 (2)原則として現物弁償とすること。 他館所蔵資料の場合は、所蔵館へ報告・送付する。 自館資料の場合は、自館で装備・登録する。
寄贈図書管理	◎受付業務マニュアル、寄贈資料の受領に関する取り扱い要綱、図書館業務支援一覧等 図書の寄贈の申し出を受けた場合は、マニュアル及び要綱等に基づき処理すること。
児童サービス	◎図書館業務支援一覧等 (1)児童サービス事業を行うこと。 (2)図書館で活動するボランティアの支援を、中央図書館と調整のうえ行うこと。
各種申込書等の管理	◎受付業務マニュアル等 (1)登録申込書・複製申出書等を保存期間満了まで保管すること。 (2)登録申込書等の一定期間の保管が必要な個人情報が含まれる書類は、施錠ができる金庫や棚で保管を行うこと。 (3)保存期間満了後の書類は、個人情報をすべて抹消、焼却、切断等再生不可能な状態にして処分し、処分内容を書面により市に報告すること。 (4)予約取置票等、事務処理完了後に破棄できる書類は、裁断又は焼却処分を行うこと。
施設利用等の案内	◎受付業務マニュアル等 (1)館内の総合案内、図書館の利用案内、催事案内、書架案内等の案内を行うこと。 (2)BDS鳴動時に対応すること。 (3)パソコン・携帯電話の使用、飲食等について注意し、適切な指導を行うこと。
電子図書サービス	◎受付業務マニュアル等 電子図書の利用者案内、利用受付を行うこと。
フロアワーク	カウンター以外での利用者からの質問及び本の選び方等の相談と助言を行うこと。
配架	受入資料、返却資料等を所定の書架に配架すること。
書架整理	書架の整理・整頓を行うこと。

協働センター等の 図書室支援	◎協働センター等に関する業務マニュアル等 担当する協働センター等の図書室への配本等を行うこと。
A V 試視聴コーナー	◎受付業務マニュアル、浜松市立図書館A V 資料館内利用取扱要領 (1) A V 試視聴コーナー利用の申し出を受けた場合は、マニュアル及び要領等に基づき対応すること。 (2) A V 試視聴コーナー関係機器に異常があった場合は、市に報告し、指示を受けること。
インターネットコーナー	◎浜松市立図書館インターネットコーナー等設置及び利用に関する基準、受付業務マニュアル等 (1) インターネットコーナーの利用者案内、利用受付、操作案内を行うこと。 (2) インターネットコーナーにおいて、市で契約した有料データベースの閲覧サービス（以下「商用データベース」という。）を提供すること。 (3) 利用者からの申請により、商用データベース等の印刷サービスを有料で行うこと。 (4) 印刷代金は、指定管理者の収入とする。 (5) 印刷代金は、浜松市立図書館インターネットコーナー等設置及び利用に関する基準に定める通りとする。 (6) インターネットコーナー関係機器に異常があった場合は、市に報告し、指示を受けること。
読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の開催	◎浜松市図書館ビジョン (1) 浜松市図書館ビジョンに基づいた講座、講演会等のイベントを、本業務として年間4回企画し、開催すること。なお、5回目以降の開催は自主事業とする。 (2) 浜松市図書館ビジョンに基づいた展示を、本業務として年間6回企画し、開催すること。なお、7回目以降の開催は自主事業とする。 (3) 上記(1)、(2)のうち本業務については、地域の特性を活かした企画を含めること。 (4) 上記(1)、(2)のうち本業務については、一般利用を妨げない事業とすること。 (5) 上記(1)、(2)について、事業計画書に計画を記載すること。また実施する際には、その詳細内容について、事前に市の承諾を受けること。
ボランティア室の貸出し	ボランティア室貸出し対応を行うこと。

教科書センター	「静岡県教科書センター設置運営要項」に基づき、教科書センターとして教科書展示会等を実施すること。
その他	受付業務マニュアル等 に規定のない案件が発生した場合は、市に報告し、指示を受けること。

エ 蔵書管理業務

業務内容	業務詳細等
統計	◎受付業務マニュアル等 市へ各種統計を報告すること。
選書	◎浜松市立図書館資料収集要綱、図書館業務支援一覧等 自館に所蔵が必要と思われる資料の購入希望一覧を作成し、市へ提出すること。
資料の受入・装備	◎図書館業務システム操作ガイド、図書館業務支援一覧等 (1) 書店等より届けられる資料（図書・雑誌・新聞等）の検収・装備・登録を行うこと。 (2) 寄贈資料及び弁償資料の装備・受入を行うこと。 (3) 支払関係書類の内容を確認し、市へ提出すること。
図書・新聞・雑誌・AV資料の管理	◎浜松市立図書館資料除籍基準、図書館業務支援一覧等 (1) 破損を発見した場合、補修により除籍対象外となるものは、適切な補修を行うこと。 (2) 市が行う除籍業務の業務支援を行うこと。 (3) 保存期間が過ぎた雑誌は、除籍処理をし、リユース処理をすること。 (4) 保存期間が過ぎた新聞は、リサイクル処理をすること。
蔵書点検（年1回全件点検）	市からの指示により蔵書点検を行い、併せて書架整理、不明資料の探索等を行うこと。
館内整理	書架整理、調査資料の探索等を行うこと。

オ 施設管理業務

業務内容	業務詳細等
警備業務	(1) 市有財産及び個人情報等を盗難や火災から守るため、機械警備を使用し開錠・施錠を行うこと。また、防犯に努めること。 (2) 警備業務の実施にあたっては、事前に株式会社なゆた浜北と協議のうえ、業務に必要な設備等の設置・管理等を行うこと。

防犯カメラ管理	◎浜松市立図書館防犯カメラの設置及び運用に関する要綱 防犯カメラの適正な運用及び維持管理に努め、犯罪の捜査または事故の原因究明のため警察等の捜査機関に協力する場合は、市と調整すること。
清掃業務	以下の清掃業務について、事前に株式会社なゆた浜北と協議のうえ実施すること。 (1) 施設内を清潔に保ち、利用者が快適に利用できるよう配慮すること。 (2) 日常清掃、6か月以内ごとに1回以上の定期清掃及び1年以内ごとに1回以上の硝子清掃を実施すること。
廃棄物収集運搬業務 樹木管理・除草 消防設備点検業務 公共建築物定期点検業務	・「なゆた・浜北管理規約」に基づき実施すること。 ・「なゆた・浜北管理規約」に定められた負担金を支払うこと。
設備機器保守点検業務	以下の設備機器について、事前に株式会社なゆた浜北と協議のうえ、日常点検及び保守等の管理業務を実施すること。 (1) 空調設備の保守 (2) 自動ドアの保守 (3) 監視カメラ設備の保守 (4) 昇降機設備の保守 (5) その他、施設管理上必要な設備機器の保守
安全管理、防火・防災対策	◎浜北図書館危機管理マニュアル (1) 事故、火災、自然災害等に備えた安全管理を行うこと。 (2) 指定管理者は、第一次的責任を有するものとし、被害が最小限となるよう、迅速に対応するとともに、直ちに市に報告すること。 (3) 不測の事態に備え、損害賠償保険に加入すること。 (4) 防火管理者のもと、防災責任者を選任し、担当業務を行うこと。 (5) 防火管理者のもと、防火、防災に係る届出等を関係機関へ提出し、その届出内容を遵守すること。 (6) 台風及び大雨洪水警報発令時は必要な対応をすること。 (7) 防火管理者のもと、立ち入り検査の日程調整、立会い等を行い、指示事項に対応すること。 (8) 防火管理者のもと、防災訓練を1年に1回以上実施すること。 (9) 防火管理者のもと、防火・防災訓練へ参加すること。

	(10) 防犯訓練へ参加すること。 (11) 市に災害対策本部が設置された時は、市と緊密な連絡をとりながら情報収集に努め、利用者の安全確保を第一とすること。 (12) 株式会社なゆた・浜北と相互に連携・協力して防火、防災及び防犯のための事前対策に努めるとともに、災害時には地域と連携して災害対応に努めること。 (13) 事故等があった場合は、直ちに応急処置を施す等人命救助を第一とした必要な措置を講じるとともに、市及びなゆた・浜北管理協議会に連絡をし、事後速やかに文書で顛末を報告すること。
修繕工事	◎基本協定書 別紙２（第 43 条関係）リスク分担表 (1) 施設の不具合を発見した場合は、状況を確認のうえ市に報告を行うとともに、市と指定管理者とのリスク分担に基づき修繕を実施すること。 (2) 修繕の実施にあたっては、工事日程ほか必要事項について市と指定管理者で調整のうえ実施すること。

(4) 管理運営に関する留意事項

ア 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

イ 指定管理者が浜北図書館の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。

ウ 協定等で規定がない場合は、市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。

エ 市の施策としての事業に積極的に協力すること。

オ 職員は、常に清潔な服装を心がけ、名札を着用すること。

カ 図書館サービス業務等、利用者への迅速なサービスに努めること。また、常に接遇の向上に努めること。

キ 電話、ファックス等による問い合わせに迅速に対応すること。

(5) 業務の自己評価の実施

浜北図書館の管理運営や事業の向上に資するため、日報・月次報告書・事業報告書を作成するとともに、利用者アンケートを実施し、サービス向上や施設利用率等について業務の自己評価を行う。自己評価は、業務改善及び施設運営に役立てるとともに、記録に残し、次年度事業に反映させるものとする。また、自己評価に必要な利用者アンケートの書式と方法については、市と協議するものとする。

(6) 帳簿等の備置

ア 事業計画書の作成

次年度の事業計画書（収支予算書を含む。）を作成し、市に提出すること。計画書の作成にあたっては、市と協議して行うこと。

イ 事業報告書の作成

事業完了後30日以内に下記を内容とする事業報告書を作成し、市に提出すること。

(ア) 管理運営の実施状況及び利用状況

(イ) 管理運営に係る経費の収支状況

(ウ) 自主事業の実施状況

(エ) 利用者アンケートの概要及び利用者からの苦情、意見等

(オ) 施設・設備の損傷、減耗、不具合の状況

(カ) 事後評価での指摘及び意見に対する対応状況（立入調査、監査の指摘及び意見を含む。）

(キ) 指定管理者による自己チェック（毎年度の事業内容の総括）

(ク) 労働関係法令の遵守状況

(ケ) その他協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項

(7) 個人情報に関する事項

業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。また、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(8) 情報公開に関する事項

文書の開示等情報公開については、市の情報公開の規定に準じて取り扱う。

(9) 浜松市地球温暖化対策実行計画に関する事項

ア 温室効果ガス排出削減に取り組むこと

エネルギー管理標準に従い設備を運用し、エネルギー使用の管理を行うこと。

イ エネルギー使用量及び設備使用状況等の報告書を市に提出すること

(ア) 施設の運用で使用したエネルギー使用量を報告すること。

(イ) 照明機器の使用状況を報告すること。

(ウ) 冷媒（フロン類）の漏洩があった場合には、空調機器の使用状況を報告すること。

(10) その他

その他浜北図書館の管理運営に必要な業務については、市と協議するものとする。

4 業務に使用する物品に関する事項

(1) 市が準備するもの

図書館システム関連機器一式、A V試視聴コーナー関係機器一式※（モニター、ヘッ

ドホン等)、インターネットコーナー関係機器一式※(端末機、マウス等)、座席予約システム関係機器一式※(レシート用紙含む)、書架、雑誌架、新聞架、パンフレット架、ブックトラック、カウンター、机、椅子、ロッカー、棚、台車、電話、図書館システム関連用品(レシート用紙、I C タグ等システム用に規格が統一されているもの)、利用案内、図書館マップ、利用者カード、別置シール(全館統一のもののみ)、各種様式原稿、案内板等 (※は設置施設のみ)

(2) 指定管理者が準備すべきもの

コピー機、ファックス(複合機可)、事務用品、資料の装備・補修に関する物品(フィルム等)、インターネットコーナーに係る消耗品※(プリンターのトナーカートリッジ、印刷用紙、レシート用紙等)等 (※は設置施設のみ)

(3) 物品所有権の帰属

指定管理者が準備すべきもの(第Ⅱ種備品を除く)及び指定管理者の任意により購入又は調達したものについては、指定期間満了時に市と指定管理者の協議により決定する。

5 施設の経理に関する事項

指定管理者が行う経理に関する事務は以下のとおりとする。

- (1) 支払いに関する事務全般
- (2) 伝票仕分け、伝票入力
- (3) 月ごと出納計算書の作成
- (4) その他の付属資料の作成

6 インボイス制度に関する事項

利用者の求めに応じてインボイス対応の領収書を発行するため、インボイス発行事業者の登録を行うこと。

7 指定期間終了時等の引継ぎに関する事項

次期指定管理者が円滑に浜北図書館の管理運営業務を遂行できるよう、指定期間終了時や指定管理者切替え時に、指定管理者は引継ぎ期間を設け、引継ぎを行うものとする。

8 その他の事項

- (1) 法令等に基づき必要な届出は、指定管理者が行うものとする。
- (2) その他仕様書に記載のない事項については市と協議するものとする。

指定管理者による施設点検業務の共通仕様書

1 目的

本共通仕様書は、指定管理者が管理する公の施設の安全性、機能性、快適性を確保するため、指定管理者が実施する点検業務について定める。

2 用語の定義

本共通仕様書において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法定点検 法令で定められた点検をいう。
- (2) 一般点検 施設の安全性、機能性、快適性を維持するために必要な点検をいう。
- (3) 日常点検 施設を常に良好な状態に保つため、施設の用途、規模等に応じた内容及び頻度で指定管理者が実施する日常的な点検をいう。

3 点検計画の策定

指定管理者は、年度開始時に、当該施設に必要な法定点検、一般点検及び日常点検の実施計画を明記した「年度保全点検計画」を策定し、市の承認を得ること。

4 点検の実施

- (1) 指定管理者は、「年度保全点検計画」に従い、点検を実施すること。
- (2) 指定管理者は、法定点検及び一般点検を実施する際は、点検項目や点検範囲を予め点検者（法定点検及び一般点検を第三者委託により行う場合は、受託者。以下、同じ。）に確認した上で、日常点検により把握している不具合箇所を共有すること。
点検者から提出された点検結果報告は点検洩れがないか確認をするとともに、点検者から十分な説明を受けて指摘事項の把握をすること。
- (3) 指定管理者が行う日常点検のうち、年2回程度、市が指定する「公共建築物日常点検チェック票」を活用して実施すること。
- (4) 指定管理者は、「年度保全点検計画」で定めた点検の他、施設の巡視等により、避難経路の確保状況、危険箇所や不審物及び危険物の有無、悪天候による影響（浸水、倒木等）、有害鳥獣の痕跡や被害の有無、その他劣化破損の有無などを確認し、常に施設を安全で快適な状態に維持するよう努めること。
- (5) 点検で見つかった不具合については、指定管理者が速やかに適切な措置を行うとともにリスク分担表に基づき指定管理者が負担者となる場合は、自己の費用と責任で速やかに修繕を行うこと。
- (6) 基本協定書及びリスク分担表で定める市が自己の費用と責任で実施すべき不具合については、速やかに市に報告をすること。
- (7) 施設の安全や運営に関わる不具合や、危険な状況を発見した場合は、直ちに適切

な措置を講じた上で口頭により市へ報告し、遅滞なく書面で詳細を市へ報告すること。

5 点検結果の報告

指定管理者は、以下の定めに従い、点検結果を市へ報告するものとする。

(1) 報告事項

月次報告、事業報告（年次）、施設点検報告書（提出を求められたとき。）

(2) 報告内容

- ・月次報告及び年次報告は、法定点検、一般点検及び日常点検等の点検結果及び不具合箇所への措置（第4項6号に基づく市が実施すべき対応を含む）、点検日実績を記入した「年度保全点検計画」等
- ・施設点検報告書は、法定点検、一般点検及び日常点検の点検結果及び不具合箇所への措置を市の指定する書式に記入したものとする。

令和6年度光熱水費内訳

【浜北図書館】※浜北図書館では以下の項目が支出の対象となります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電気使用量(KWH)	23,493.0	38,183.0	40,758.0	56,428.0	73,070.0	65,942.0	59,134.0	43,980.0	30,849.0	34,470.0	34,406.0	29,787.0	530,500.0
電気使用料(円)	387,322	661,357	724,012	990,112	1,268,545	994,391	945,648	774,453	629,367	693,305	644,529	561,399	9,274,440
上水道使用量(m³)	79.0	93	86.0	105	129.0	94	97.0	111	101.0	100	108.0	87	1,190.0
上水道使用料(円)	18,162	21,380	19,771	24,139	29,657	21,610	22,300	25,518	23,219	22,990	24,829	20,001	273,576
下水道使用料(円)	16,336	19,231	17,784	21,713	26,676	19,439	20,059	22,954	20,886	20,680	22,334	17,991	246,083
ガス使用量(m³)	37	11	372	844	1,120	631	395	41	69	499	433	252	4,704
ガス使用料(円)	5,586	1,679	52,823	114,186	146,061	71,730	47,696	6,091	10,301	68,449	59,183	29,079	612,864
電話料金(円)	14,896	15,870	15,557	15,595	15,121	14,107	14,432	15,149	15,021	15,237	14,910	15,625	181,520